

1 計画の推進

田原市らしい良好な景観まちづくりを進めていくためには、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、連携して取り組むことが大切です。

(1) 市民の役割

景観まちづくりを進める上でその主体となるのは、その土地を一番よく知り、そこに暮らす方々です。常日頃から景観に対する意識を持ち、自らが景観づくりの担い手であることを認識することが大切です。

花を植えるなどの活動だけでなく、ゴミ拾いや、雑草の除去、違法看板の除却等生活環境の向上を図る取り組みも含めて良好な景観づくりに努める必要があります。

(2) 事業者の役割

商業や工業、建設業をはじめ事業者は、景観と何らかの関わりを持っています。建築・土木・屋外広告物など直接的に景観をつくる事業においては、構造物が周辺の景観に及ぼす影響が大きくなる可能性があることを認識することが大切です。

そのため、事業者は、田原市のまちづくりを担う一員として、景観づくりの影響の大きさを認識し、これに配慮した景観づくり、例えば、地区の景観まちづくりに調和した開発事業や建築行為等の展開に努める必要があります。

(3) 行政の役割

景観基本計画に基づき、市民みんなが同じ方向性で、田原市の景観を守り、育んでいけるように、景観まちづくりの方針を示し、それを踏まえた景観施策を実施していくことが必要です。

また、市民・事業者に対して、景観施策への理解を求め協力を得るための普及啓発に努めるとともに、公共施設の整備に責任を持ち、田原市の景観づくりの先導役としてふさわしい景観に配慮した施設づくりを進めます。

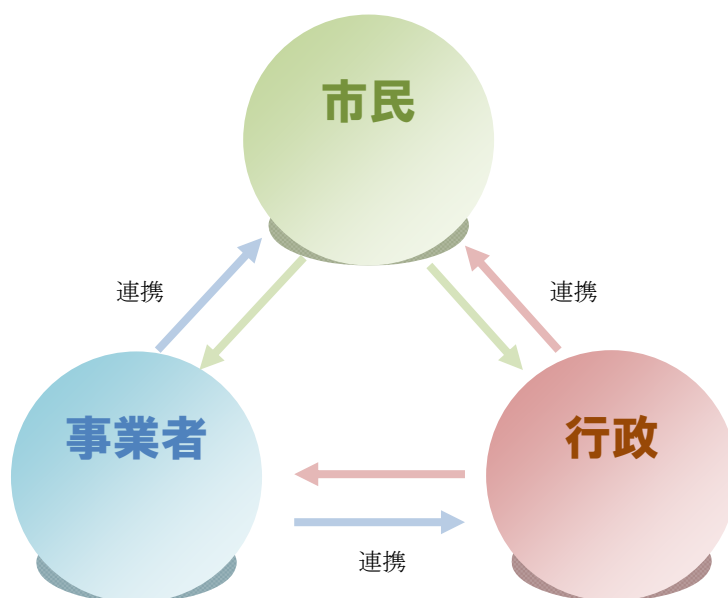


図 5-1 市民、事業者、行政の関係

2 景観まちづくりの進め方

市民・事業者・行政が協働で田原市らしい良好な景観まちづくりを進めていくための進め方を以下に示します。

■景観まちづくりの進め方(スキーム)

ステップ1 (周知期) 景観まちづくりの大切さを知る

共通意識の醸成 (情報提供、情報収集、意見交換、参加イベント、まち歩き)

ステップ2 (実践期) 景観まちづくり活動の実践

ルールに基づいた保全

ステップ3 (展開期) 景観まちづくり活動の展開と自立



図 5-2 景観まちづくりの進め方

(1) 市民として取り組むこと

【ステップ1】

- ・暮らしの中の景観に関心を持つように努めましょう。
- ・地区で行われているまちづくり活動に積極的に参加し、良好な景観の保全に努めましょう。
- ・地域の歴史を学び、景観づくりについて考え、まちづくり活動の中で、景観的な視点を加えるよう努めましょう。
- ・河川や道路沿道にはできる限り花や緑などを用いた緑化による修景を行い、地区の良好な景観の保全に努めましょう。
- ・景観形成基準にそって地域に調和する建築や工作物の設置を行うよう努めましょう。
- ・先人たちが築いてきた歴史資産を保全し、そのための助成制度等は積極的に活用しましょう。

【ステップ2】

- ・地域のルールづくりの場に積極的に参画し、地域に適したルールづくりを検討しましょう。
- ・景観まちづくりの主体となる組織づくりを検討しましょう。

【ステップ3】

- ・景観に関する届出などのルールを守り、各種制度を活用しましょう。
- ・市の景観まちづくりに積極的に参加しましょう。



免々田川沿いの桜の植栽



免々田川沿いの菜の花

(2) 事業者が取り組むこと

【ステップ1】

- ・ 田原市のまちづくりを担う一員として景観まちづくりの重要性を認識しましょう。
- ・ 地域の景観に調和する建築物や工作物の設置に留意しましょう。
- ・ 国道や主要な道路沿道の事業者は、積極的な緑化を行うよう努めましょう。
- ・ 地域での景観まちづくり活動に積極的に参加するよう努めましょう。
- ・ 臨海工業地帯においては、田原臨海景観計画（平成11年3月策定）に配慮した景観まちづくりを進めましょう。

【ステップ2】

- ・ 地域のルールづくりの場に積極的に参加し、景観まちづくりに関わらしましょう。
- ・ 景観形成基準を遵守し、景観に配慮したモデル的な企業となるよう努力しましょう。
- ・ 屋外広告物については周辺の景観に配慮し、不必要な宣伝用看板はできる限り設置しないよう努めましょう。

【ステップ3】

- ・ 渥美半島観光ビューロー、観光事業者、交通事業者の行う各種イベントと景観づくりを連携させ、景観まちづくりを推進しましょう。
- ・ 渥美半島ならではの農業、漁業の振興を景観づくりと関連させて展開しましょう。
- ・ 大規模な産業施設や港湾施設、発電施設のダイナミックな景観の魅力を高め、産業観光を振興しましょう。
- ・ 伊良湖岬の観光施設の統一的な（テーマ性を持った）景観づくりを推進しましょう。
- ・ フェリーから眺める伊良湖岬周辺の景観づくり（田原の海の玄関口づくり）（緑化、外壁の色彩等）を進めましょう。

(3) 行政が取り組むこと

【ステップ1】

- ・愛知県と協議の上、景観行政団体に移行します。
- ・景観法に基づく（仮称）景観条例や景観まちづくりの具体的なルールづくり等積極的な景観施策を行い、景観まちづくりを推進します。

（仮称）田原市景観条例の制定

景観法に基づく条例の制定を検討し、田原市景観基本計画を法定計画に移行させます。

（仮称）田原市屋外広告物条例の制定

屋外広告物法に基づく条例の制定を検討します。

（仮称）田原市景観形成ガイドラインの策定

田原市の景観計画に定められた色彩の方針や制限の内容を取りまとめたガイドラインの策定を検討します。

（仮称）公共施設等デザインガイドラインの策定

田原市が設置する公共施設について、田原市の景観に配慮した施設となるようその配慮事項を取りまとめたガイドラインの策定を検討します。

（仮称）田原市屋外広告物ガイドラインの策定

（仮称）田原市景観計画に基づき屋外広告物の制限の内容を取りまとめたガイドラインの策定を検討します。

- ・景観まちづくりを推進するための庁内での推進体制を検討します。

【（仮称）田原市景観審議会の設置】

良好な景観形成に関する事項について、重要な決定等を行う組織の設置を検討します。

- 景観基本計画に関する審議
- 届出制度の運用（勧告や変更命令等の行政指導等）に関する審議
- 景観法に基づく各種制度（景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設等）の活用や運用に関する審議
- 重点地区の指定 等

【（仮称）景観アドバイザー制度の導入】

田原市の良好な景観形成に関する専門的事項について、専門家から助言を受けることができるよう「（仮称）景観アドバイザー」制度の導入を検討します。

- ・景観まちづくりの大切さを広く市民に周知し、普及・啓発を図ります。

- ・景観重点整備地区（候補地）を選定し、景観まちづくりに向けた取り組みを働きかけます。
- ・景観まちづくりを推進する地区の住民活動に対し、専門家を派遣し、その活動を支援するとともに、これらの活動経緯を広報や市のホームページ等で紹介します。
- ・市民の一層の関心を高めるため、身近な景観づくりを具体的に実践します。
- ・景観学習を実践するために、学校教育や生涯学習の場で田原市の景観について考える機会の創出を検討します。
- ・景観まちづくりの推進に寄与する建築行為や住民活動等を顕彰し、広報等を通じて広く市民に紹介します。

【ステップ2】

- ・景観まちづくり活動を推進させるための活動組織の立ち上げを積極的に支援し、これらの組織の活動に対して支援します。
- ・地区住民の景観づくりに対する関心が高く、市民参加の先進事例となる地区（住民協定地区）を積極的に支援します。
- ・景観まちづくりに向けたルールづくりに向け、意識の啓発を図ります。

【ステップ3】

- ・景観基本計画及び（仮称）田原市景観条例及び各種ガイドライン、各種景観施策の適切な運用により、良好な田原市の景観形成を推進します。

- ・電柱電線類の改善による視点場からの景観を改善する。
- ・オープンガーデン制度の創設や花いっぱい運動の継続及び拡大を検討する。
- ・ゆっくり安心して歩ける歴史や緑のネットワークづくりを推進する。
- ・市街地等における空地や廃屋等の景観の改善を検討する。

- ・市関連計画と景観基本計画との連携を図り、良好な田原市の景観形成を推進します。

（4）他の計画との協働及び連携

本市では既に様々な計画が策定されており、これらの計画の中にも田原市の景観づくりに関わる事項が多く記されています。これらの計画を実践する際には、景観基本計画との整合を図りながら庁内はもとより、市民、事業者と協働・連携しながら実践していきます。

本市の各分野においては以下のような観点から景観基本計画と整合を図っていきます。

| 分 野 | | 景観への配慮や検討を進める事項 |
|------------|-----|---|
| 都市計画 分野 | 事業系 | 景観に配慮した道路・公園の整備等 |
| | 計画系 | 景観に配慮した土地利用のコントロールのあり方の検討等 ・市街化調整区域の適正な建ぺい率、容積率の検討 ・民間開発にあたっての景観の配慮事項 |
| 教育分野 | | 歴史資源・文化財等の保全、景観教育の推進等 |
| 農政分野 | | 農地保全、農地の土砂流出防止等 |
| 環境分野 | | 漂着ゴミの処分法の検討等、景観に配慮した風車、メガソーラー等の設置 |
| 観光分野 | | 景観資源のネットワーク化やPR活動等 |

3 景観まちづくりを促す啓発奨励施策

景観まちづくりを促すためには、景観まちづくり活動の大切さの啓発に加え、市民が景観まちづくり活動に係わることができる多様な機会を用意することが重要です。

以下、景観まちづくり活動を促す啓発奨励施策を重点プロジェクトとして位置付け、市民がわかりやすい成果指標を設定します。

既に実施している事業

■まち角花一杯プロジェクト（昭和 57 年～）

目的：市民の手による道路空間等を活用した花壇づくりによる景観づくり
成果指標：花壇面積、地区数

■野の花拡大プロジェクト（平成 11 年～）

目的：休耕地等を活用して景観作物を生育させ、美しい田園景観を創出（菜の花、コスモス、ポピー、ひまわり等）
成果指標：景観作物等作付面積の割合

■美しくする推進デー（平成 4 年頃～）

目的：身の回りのゴミ、雑草等の除去
成果指標：団体数、活動回数



雑草の除去により美しい道路に

基本計画策定後、制度の検討・実施する事業

■国道沿道野立看板ゼロプロジェクト（平成 26 年度以降）

目的：国道沿道における野立看板を抑制
成果指標：野立看板増設数ゼロ

■オープンガーデン・プロジェクト（平成 26 年度以降）

目的：個人の庭づくりを来訪者に観賞してもらう機会創出と交流促進（地域の方と地域の方、地域の方と観光客の交流）
成果指標：オープンガーデン登録数

■景観づくり表彰プロジェクト（平成 26 年度以降）

目的：景観に配慮した建築行為、開発行為、土地利用、農地景観等の奨励
成果指標：表彰数（部門別）

田原市景観基本計画

発行：平成 25 年 3 月

発行者：田原市 編集：都市建設部 街づくり推進課

〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場 30-1

T E L : 0531-23-3523

F A X : 0531-22-3811